八　第十六条第一項の規定により次条第一項に規定する育成就労認定を取り消された者が法人である場合（第十六条第一項第三号の規定により当該育成就労認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号、第二十五条第一項第五号、第二十六条第五号及び第三十九条第五項において同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（密接関係法人育成就労又は労働者派遣等監理型育成就労を行わせていた者であって、当該取消しの処分の理由となった事実に関して当該者が有していた責任の有無及び程度を考慮してこの号に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものを除く。）

九　出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした日から起算して五年を経過しない者

十　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第十三号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。）

十一　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

十二　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

十三　暴力団員等がその事業活動を支配する者

別記様式第16号（第43条第２項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

監　理　支　援　事　業　計　画　書

１許可番号	
（ふりがな） ２監理支援機関の名称	
（ふりがな） ３監理支援事業を行う事業所の名称	
４計画対象期間	年　月　日から　年　月　日まで

５監理支援を行う監理型育成就労が実施される都道府県

✓	都道府県名	✓	都道府県名	✓	都道府県名	✓	都道府県名	✓	都道府県名
	01 北海道		11 埼玉県		21 岐阜県		31 鳥取県		41 佐賀県
	02 青森県		12 千葉県		22 静岡県		32 島根県		42 長崎県
	03 岩手県		13 東京都		23 愛知県		33 岡山県		43 熊本県
	04 宮城県		14 神奈川県		24 三重県		34 広島県		44 大分県
	05 秋田県		15 新潟県		25 滋賀県		35 山口県		45 宮崎県
	06 山形県		16 富山県		26 京都府		36 徳島県		46 鹿児島県
	07 福島県		17 石川県		27 大阪府		37 香川県		47 沖縄県
	08 茨城県		18 福井県		28 兵庫県		38 愛媛県		
	09 栃木県		19 山梨県		29 奈良県		39 高知県		
	10 群馬県		20 長野県		30 和歌山県		40 福岡県		

６監理支援を行う監理型育成就労実施者の見込数	者
７監理支援を行う監理型育成就労外国人の見込数	人
８監理支援事業の実務に従事する職員の数	合計　人（うち常勤役員　人、常勤職員　人）
９事業所の床面積	合計　㎡（うち事務スペース　㎡、面談スペース　㎡）

（注意）

１　監理支援事業を行う全ての事業所ごとに記載すること。

２　１欄は、既に監理支援機関の許可番号を得ている者について記載すること。

３　４欄は、事業所において事業開始を予定する日から、許可の有効期間の末日が含まれる育成就労事業年度の末日を記載すること。

４　５欄は、監理支援を行う監理型育成就労が実施される都道府県についてチェックマークを記入すること。

５　６欄及び７欄は、計画対象期間内における見込数を記載すること。